

令和2年度長崎職業訓練実施計画

令和2年6月4日

1 計画担当機関

長崎県

長崎労働局

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構長崎支部(以下「機構」という。)

2 総説

(1) 計画のねらい

この計画は、平成27年2月5日に長崎県と長崎労働局において締結した、『長崎県雇用対策協定』に鑑み、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づき公共職業能力開発施設で行われる離職者に対する職業訓練(以下「公共職業訓練(離職者訓練)」という。)や、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(以下「支援法」という。)第2条に規定する特定求職者(以下「特定求職者」という。)に対する支援法第4条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練(以下「求職者支援訓練」という。)等について、国及び長崎県が一体となって特定求職者を含む求職者に対する職業訓練受講の機会を十分に確保し、以って安定的な就職を実現するための重要な事項を定めたものである。

(2) 計画期間

計画期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(3) 計画の立案、策定・施行

この計画は、1の計画担当機関をはじめ、県内の有識者、産業界・労働界、教育機関等を構成委員とした、長崎労働局主催の長崎県地域訓練協議会(以下「協議会」という。)において立案する。

(4) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ改定する。

3 令和元年度における職業訓練をめぐる状況

(1) 受講者数の状況

①公共職業訓練(離職者訓練) [ア:1月末現在、イ:12月末現在、ウ:1月末現在]

ア 長崎県(長崎高等技術専門学校施設内訓練)7人

イ 長崎県(長崎・佐世保高等技術専門学校委託訓練)993人

ウ 機構(長崎・佐世保職業能力開発促進センター施設内訓練)551人

②公共職業訓練(在職者訓練) [ア:1月末現在、イ:12月末現在]

- ア 長崎県(長崎・佐世保高等技術専門校施設内訓練)153人
- イ 機構(長崎・佐世保職業能力開発促進センター施設内訓練)367人
- ③公共職業訓練(学卒者訓練) [1月末現在]
 - ア 長崎県(長崎・佐世保高等技術専門校施設内訓練)348人
- ④障害者等に対する公共職業訓練 [12月末現在]
 - ア 長崎県(委託訓練)20人
 - イ 長崎県(特別委託訓練)33人
- ⑤求職者支援訓練受講者数 [1月末現在]
 - ア 長崎労働局・機構(基礎コース)68人
 - イ 長崎労働局・機構(実践コース)124人

(2) 就職率の状況

- ①公共職業訓練(離職者訓練) [ア:1月修了者まで、イ・ウ:9月修了者まで]
 - ア 長崎県(長崎高等技術専門校施設内訓練)100%
 - イ 長崎県(長崎・佐世保高等技術専門校委託訓練)76.1%
 - ウ 機構(長崎・佐世保職業能力開発促進センター施設内訓練)89.1%
- ②公共職業訓練(学卒者訓練) [1月末現在]
 - ア 長崎県(長崎・佐世保高等技術専門校施設内訓練)85.3%
- ③障害者等に対する公共職業訓練 [9月修了者まで]
 - ア 長崎県(委託訓練)0%
 - イ 長崎県(特別委託訓練)50.0%
- ④求職者支援訓練 [7月修了者まで]
 - ア 長崎労働局・機構(基礎コース)59.5%
 - イ 長崎労働局・機構(実践コース)58.6%

4 計画期間中における職業訓練の実施方針等

長崎県内の雇用失業情勢は、一部に弱さがみられるものの、堅調に推移しているが、「働き方改革の推進や人材投資の強化等を通じた労働環境の整備・生産性の向上」に資する人材確保対策及び「女性・若者・高年齢者・障害者等の多様な働き手の参画」のための一環である重層的なセーフティーネットの構築が求められているところである。

このため、令和2年度においても、引き続き人材開発に重点を置いた公的職業訓練の実施に取り組み、長崎県内における職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、以下のとおり一体的な計画を立てる。

注) 各訓練に係る()書きは平成31年度計画における数値

(1) 公共職業訓練(離職者訓練:施設内)実施計画

機関 《施設》	訓練科名	定員	訓練期間 開始月	目標 就職率
長崎県 長崎高等技術専門校	配管科 [配管設備科]	10 (10)	6ヶ月 4月	80% (80%)
機構				
長崎職業能力開発 促進センター	機械加工/CAD科	0 (36)		
	機械加工/CADオペレーション科	36 (0)	6ヶ月 7・10・1月	
	機械加工技術科 (短期デュアルコース)	0 (12)		
	機械加工/CADオペレーション科(短期デュアルコース)	12 (0)	6ヶ月 4月	
	テクニカルメタルワーク科 (溶接施工科)	0 (36)		
	板金・溶接科	36 (0)	6ヶ月 4・10・1月	
	テクニカルメタルワーク科 (短期デュアルコース)	0 (12)		
	板金・溶接科 (短期デュアルコース)	12 (0)	6ヶ月 7月	
	設備管理科	96 (96)	6ヶ月 4・7・10・1月	
	住宅リフォーム技術科	45 (60)	6ヶ月 7・10・1月	
	電気設備技術科	30 (48)	6ヶ月 4・10月	
	橋渡し訓練 (集合型:各科共通)	36 (24)	1ヶ月 6・12月	
	佐世保訓練センター	CAD・生産サポート科	60 (60)	
テクニカルメタルワーク科 (短期デュアルコース)		24 (26)	6ヶ月 7・1月	
テクニカルメタルワーク科 [溶接施工科]		30 (30)	6ヶ月 4・10月	
住環境計画科		60	6ヶ月	

	[住環境コーディネート 科]	(60)	4・7・10・1月
	電気設備技術科	60 (60)	6ヶ月 4・7・10・1月
	橋渡し訓練 (集合型:各科共通)	24 (30)	1ヶ月 6・12月
合計	50コース (55コース)	571 (600)	

(2) 公共職業訓練(離職者訓練:委託)実施計画

機関 (施設)	訓練科(訓練職種)	コース数	定員	目標 就職率
長崎県				
長崎高等技術専門学校	未定(建設)	0 (1)	0 (10)	80% (80%)
	未定(事務)	41 (43)	760 (775)	
	未定(情報)	5 (5)	75 (75)	
	未定(介護)	13 (11)	190 (160)	
	未定(サービス)	4 (1)	75 (20)	
	未定(委託訓練活用 型デュアルシステム)	3 (3)	45 (45)	
佐世保高等技術専門学校	未定(建設)	0 (1)	0 (10)	
	未定(事務)	17 (12)	255 (180)	
	未定(情報)	2 (1)	30 (15)	
	未定(介護)	7 (9)	90 (120)	
	未定(サービス)	1 (1)	15 (15)	
	未定(委託訓練活用 型デュアルシステム)	3 (3)	45 (45)	
合計		96 (91)	1,580 (1,470)	

(3) 公共職業訓練(在職者訓練)実施計画

機関 (施設)	訓練科名 (分野)	計画コース数 (種 類)	定員
長崎県 ・長崎高等技術専門校 ・佐世保高等技術専門校	溶接科 機械技術科 機械加工科 電気工事科 自動車整備科 木造建築科 金属塗装科 商業デザイン科 OA事務科	16 (17)	116 (121)
機構 ・長崎職業能力開発 促進センター ・佐世保訓練センター	設計・開発 加工・組立 工事・施工 検査 保全・管理 教育・安全	75 (51)	846 (740)
合計		91 (68)	962 (861)

(4) 公共職業訓練(学卒者訓練)実施計画

機関 (施設)	訓練科名	定員	
		1年課程	2年課程
長崎県			
長崎高等技術専門校	溶接科 [溶接技術科]	30 (30)	
	機械技術科 [機械加工・制御科]	20 (20)	20 (20)
	電気工事科 [電気システム科]	20 (20)	20 (20)
	自動車整備科	20 (20)	20 (20)
	木造建築科 [建築設計施工科]	20 (20)	20 (20)
	商業デザイン科	20 (20)	
	OA事務科 [観光・オフィスビジネス科]	20 (20)	

佐世保高等技術専門校	溶接科 [溶接技術科]	20 (20)	
	機械加工科 [機械技術科]	20 (20)	
	電気工事科 [電気システム科]	20 (20)	20 (20)
	自動車整備科	20 (20)	20 (20)
	木造建築科 [建築設計施工科]	20 (20)	
	金属塗装科 [自動車塗装科]	20 (20)	
	OA事務科 [オフィスビジネス科]	20 (20)	
合計	14科 (14科)	290 (290)	120 (120)

(5) 障害者等に対する公共職業訓練実施計画

機関 (施設)	訓練コース(訓練科)名	訓練 期間	定員	目標 就職率
長崎県				55% (55%)
・長崎高等技術専門校 ・佐世保高等技術専門校	知識・技能習得訓練コース (集合訓練)	3ヶ月	30 (50)	
	実践能力習得訓練コース	3ヶ月	25 (20)	
	eラーニングコース	3ヶ月	5 (5)	
・長崎高等技術専門校	麺製造科	1年	10 (10)	
	ホステック科	1年	7 (7)	
	OAビジネス科	6ヶ月	16 (16)	
合計			93 (108)	

(6) 求職者支援訓練

①実施方針

ア 非正規労働者や自営廃業者、就職氷河期世代の者のうち不安定な就労に就いている者や無業状態の者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティーネットとしての機能を果たせるよう276人^{※1}程度に必要な訓練機会を提供するため、訓練認定規模は520人を上限とする。

※1 訓練提供者数276人÷訓練認定規模520人×53%(平成30年度定員充足率)

イ 各地域に係る配分は、新規求人数や特定求職者数の推移に加え、訓練の定員数・応募者数等の実績を勘案し、さらに地理的条件や地域内における重複による不認定の解消を考慮した設定とする。

ウ 訓練内容は、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する「実践コース」と、専ら就職に必要な基礎的能力を習得する「基礎コース」を同規模数程度に設定し、更に「実践コース」については、国が全国一律に設定する介護・情報・医療事務分野と人材不足分野及び成長分野とされている分野・職種について設定し、その構成比については、地域における産業の動向や求人・求職ニーズと併せ、就職実績等を考慮する。

エ 認定単位期間は四半期単位とし、年間の特定求職者数に鑑みて計画期間の上半期を51.9%とする。なお、機構と協議の上で1か月単位の認定とすることも可能とし、認定申請受付期間等については、機構のHPで周知する。

オ 就職氷河期世代を含めた安定就労を目指す方々が、個々人の状況に応じて安定就労に有効な職業能力等の習得ができる訓練コース(訓練期間や訓練時間の要件を緩和)の設定促進に努めることとし、次の②訓練計画中、基礎コース240人のうち15人、実践コース280人のうち15人の合計30人を要件緩和対象訓練専用枠とする。

②訓練計画

機関	施設	定員 コース	地域 共通	県南 地域	県北 地域	県央 地域	離島 地域	合計	規模率 (%)	目標 就職率
実践コース	175 (130)	30 (75)	15 (45)	30 (45)	30 (30)	280 (325)	53.8 (50.0)	63% (60%)		
[介護系]	60 (15)	- (15)	- (15)	- (15)	- (15)	60 (75)	21.4 (23.1)			
[情報系]	45 (45)					45 (45)	16.1 (13.8)			

	[医療事務系]	30 (30)	- (0)	- (15)	- (0)	- (0)	30 (45)	10.7 (13.8)
	[建設系]	15 (15)					15 (15)	5.4 (4.6)
	[その他]	25 (25)	30 (60)	15 (15)	30 (30)	30 (15)	130 (145)	46.4 (44.6)
合計		235 (215)	90 (150)	60 (105)	75 (120)	60 (60)	520 (650)	

※地域：(県南)長崎・西海・西彼杵(県北)佐世保・平戸・松浦・北松浦(県央)諫早・雲仙・大村・島原・南島原・東彼杵(離島)五島・対馬・壱岐・南松浦

- 注) 1 「規模率」は計画全体のうちの構成比を示す。各系の規模率は「実践コース」のうちの構成比を示す。
- 2 「目標就職率」は雇用保険適用就職率。
- 3 「実践コース」のうち[その他]については、デザイン・環境・観光などの分野。
- 4 「基礎コース」「実践コース」ともに、上限値 20%まで新規参入となる訓練を認定するが、認定単位期間において新規参入枠が上限値に達しなかった場合には、その分を実績枠として利用できる。また、認定単位期間において 20%を超える新規枠の申請があり実績枠に余剰が発生した場合には、その分を新規枠へ振り替えることも可能とする。なお、認定上限値については、機構との協議の上で、長崎労働局の判断により、地域・実践コース内の分野において合算し共通枠とすることを可能とする。
- 5 設定数を超える認定申請がある場合には、新規参入枠については職業訓練の案等が良好なものから、実績枠については求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。
- 6 「実践コース」のうち[介護系][情報系][医療事務系][建設系]については地域を限定せず共通枠として設定する。
- 7 第4四半期まで繰り越した余剰定員枠について端数がある場合は、他の分野で当該端数を集約して利用する。
- 8 認定コースの定員が少なかった場合の繰り越し分及び中止コース分の繰り越し分については、上記7にかかわらず第4四半期においては、基礎・実践間の振替や実践コースの他分野への振替及び地域を変更して認定することを可能とする。
なお、長崎労働局が必要であると判断した場合には、厚生労働省人材開発統括官付参事官に報告の上、第3四半期においても同様の取扱いを可能とする。

5 計画期間中における職業訓練実施推進体制等

(1) 関係機関の連携

協議会は、本計画の適正かつ円滑な実施を図るため、1の計画担当機関に高等技術専門校・中核公共職業安定所を加えたワーキングチームを設置する。

また、計画担当機関及びその傘下の高等技術専門校・公共職業安定所・職業能力開発促進センターは、公的職業訓練の実施推進のために、次のことについて相互に連携する。

①情報の共有と調整

- ア ワーキングチームは、別途定める設置要綱に基づき、協議会の作業部会として、公的職業訓練の効果的な実施の推進を以て本計画の適正かつ円滑な施行を図る。
- イ 計画担当機関及びその傘下施設は、ワーキングチームを中心として、一層緊密な連携を促進するために、求職者・求人者へのニーズ調査及び訓練受講修了者へのアンケート調査を実施するとともに、各種好事例等の収集を行い、相互に情報・意見を交換する。

②適切な受講あっせんのため取組

- ア 計画担当機関及びその傘下施設は、各訓練(特に公共職業訓練(離職者訓練)と求職者支援訓練)の周知・広報について連携を図る。また、その方法については訓練受講希望者に対してわかりやすいものとなるよう、ワーキングチームを中心として検討を重ねる。
- イ 公共職業安定所は、求職者へのキャリアコンサルティングを通じて適切な訓練コースの選択を支援する。

③効果的な就職支援の取組

- ア 訓練実施機関と公共職業安定所は、訓練受講期間中にジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの機会を設け、訓練修了後の求職活動の方向性を明確化するとともに、互いに連携して就職に向けた支援の充実を図る。
- イ 訓練受講修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援と併せ、公共職業安定所においても、ジョブ・カードを活用しながら、未就職者の就職支援により一層取り組む。
- ウ 求職者支援訓練基礎コースを受講修了後において、引き続き技能の向上が必要な者に対しては、求職者支援訓練実践コース及び公共職業訓練(離職者訓練)等の連続受講について支援を行う。

(2) ジョブ・カードの活用促進

公的職業訓練及び就職支援におけるジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの着実な実施等に資するため、「長崎県地域ジョブ・カード運営本部(事務局：長崎労働局)」において、効果的な周知・啓発等の取組を検討し、協議会をはじめとした関係機関を通じて積極的な活用促進を図る。

6 訓練受講修了者に係る関係機関の情報共有と連携した就職支援

公的職業訓練の最大の目的は訓練受講修了後の円滑な就職であるため、計画担当機関及びその傘下施設は訓練受講修了後の支援対象者の情報を共有し、連携した就職支援に取り組む。

以上